

様式 1 公表されるべき事項

自動車検査独立行政法人の役員員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬について、国土交通省の独立行政法人評価委員会における業績評価の結果を勘案の上、その役員の仕事実績に応じた額を支給することとされている。
また、役員報酬のうち、勤勉手当について、理事長が必要と認める時は、役員の仕事実績に応じ、増額又は減額することとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

理事

理事(非常勤)

監事

監事(非常勤)

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を実施した。
・平成24年4月から国家公務員に準じた率(俸給月額削減率9.77%)で、本来の支給額からの減額を実施した(平成26年3月まで)。
・国家公務員の給与見直しに準拠して、平成24年4月に俸給月額を0.5%引き下げた(平成23年4月分から平成24年3月分については平成24年6月の期末手当で調整)。

2 役員員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長A	千円 5,164	千円 2,664	千円 2,001	千円 479 (地域手当) 20 (通勤手当)		6月30日	
法人の長B	千円 11,912	千円 7,991	千円 1,949	千円 1,438 (地域手当) 534 (通勤手当)	7月1日		
A理事	千円 6,463	千円 4,000	千円 1,703	千円 720 (地域手当) 39 (通勤手当)		9月10日	◇
B理事	千円 7,361	千円 4,680	千円 1,808	千円 842 (地域手当) 30 (通勤手当)	9月11日		◇
C理事	千円 5,301	千円 3,010	千円 1,696	千円 542 (地域手当) 53 (通勤手当)		7月31日	◇
D理事	千円 9,202	千円 6,020	千円 1,943	千円 1,084 (地域手当) 155 (通勤手当)	8月1日		◇
E理事	千円 4,398	千円 2,258	千円 1,696	千円 406 (地域手当) 38 (通勤手当)		6月30日	

F理事	千円 9,737	千円 6,773	千円 1,652	千円 1,219 (地域手当) 94 (通勤手当)	7月1日	
A監事	千円 12,689	千円 7,796	千円 3,142	千円 1,403 (地域手当) 348 (通勤手当)		※
B監事 (非常勤)	千円 2,655	千円 2,655	千円 0	千円 0 ()		

注1:「地域手当」は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役職員に支給している。

注2:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員退職手当の支給状況(平年24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長	5,904	4	0	6月30日		支給額は、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定されていないため、暫定的な業績勘案率(1.0)を用いて支給した額である。	
理事A	4,691	3	9	6月30日		支給額は、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定されていないため、暫定的な業績勘案率(1.0)を用いて支給した額である。	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

〔中期計画を踏まえた中で、職務に応じた職員の配置、適正な人件費管理に努めている。〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔給与改定にあたっては、業務の実績及び中期計画の人件費の見積り等を踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与等を考慮し定めている。〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔職員の勤務実績に応じて、昇給、勤勉手当の支給割合の加減を行う。〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	一定期間の職員の勤務成績に応じて、勤勉手当の支給割合を加減。
俸給	職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

平成24年4月から、国家公務員の給与見直しに準拠して、職員の俸給について平均0.23%の引き下げを実施した。

また、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

【職員について】

- ・実施期間:平成24年4月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容:2級以下(▲4.77%)、3級から6級まで(▲7.77%)、7級以上(▲9.77%)
- ・諸手当関係の措置の内容: 管理職手当(▲10.0%)、期末・勤勉手当(▲9.77%)、減額後の俸給月額により算出した俸給連動手当(地域手当、広域異動手当、超過勤務手当)の減額

【役員について】

- ・実施期間:【職員について】と同様
- ・俸給表関係の措置の内容:▲9.77%
- ・諸手当関係の措置の内容:期末手当・勤勉手当(▲9.77%)

【給与再精査を踏まえた措置状況】

国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給しており、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準となるよう取組んでいる。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 601	歳 37.7	千円 5,076	千円 3,900	千円 162	千円 1,176
事務・技術	人 601	歳 37.7	千円 5,076	千円 3,900	千円 162	千円 1,176
再任用職員	人 1	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
事務・技術	人 1	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
非常勤職員	人 44	歳 51.1	千円 2,972	千円 2,453	千円 132	千円 519
事務・技術	人 44	歳 51.1	千円 2,972	千円 2,453	千円 132	千円 519

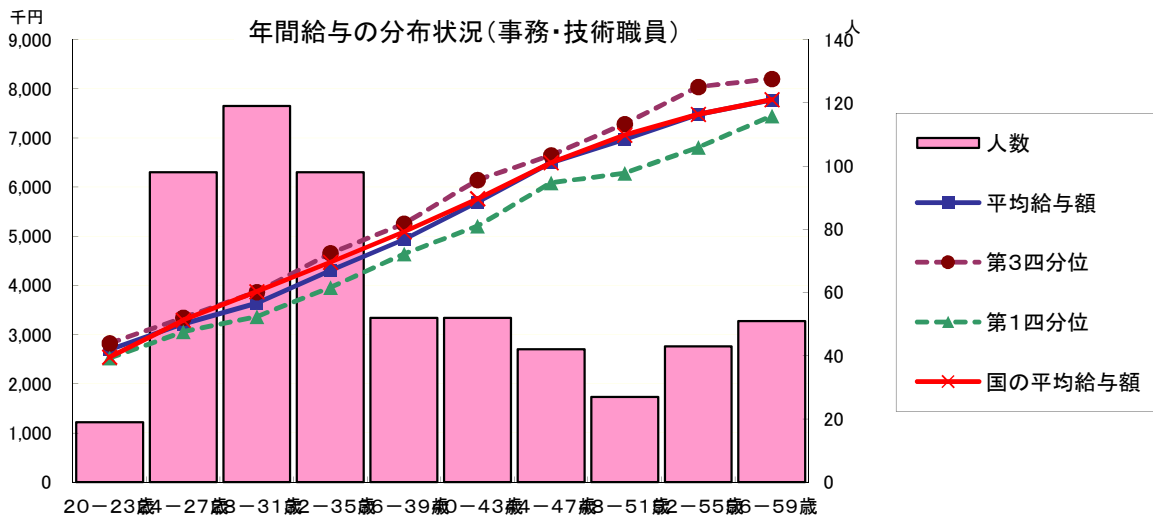
注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:区分のうち、在外職員及び任期付職員については該当者がいないため省略。

注:常勤職員、再任用職員及び非常勤職員の職種のうち、研究職、医療職種、教育職種については該当者がいないため省略。

注:再任用職員については該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
本部部長	1	-	-	-	-
本部課長	7	52.2	8,878	9,102	9,471
本部課長補佐	5	46.3	6,954	7,684	8,264
本部係長	9	35.1	4,316	5,168	5,667
本部係員	2	-	-	-	-
地方課長	3	52.8	-	7,828	-
地方課長補佐	15	46	6,284	6,217	6,567
地方係長	6	36.3	4,276	4,815	4,813
地方係員	122	26.9	2,957	3,150	3,297
地方機関部長	6	59	8,374	8,538	8,608
地方機関所長・課長	60	56.5	7,480	7,765	8,092
上席・主席自動車検査官	126	45.9	5,586	6,076	6,647
自動車検査官	239	32.4	3,605	4,067	4,510

注1:本部部長、本部係員の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

注2:本部部長、本部係員、地方課長の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、四分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	10級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長相当	課長相当	課長相当	課長補佐相当	係長相当	係長相当	係員相当	係員相当
人員 (割合)	601人	1人 (0.2%)	9人 (1.5%)	24人 (4.0%)	62人 (10.3%)	94人 (15.6%)	166人 (27.6%)	172人 (28.6%)	73人 (12.1%)
年齢(最高～最低)		—	59～46歳	59～53歳	59～39歳	55～39歳	54～30歳	41～25歳	30～21歳
所定内給与年額(最高～最低)		—	7,069～6,167千円	7,509～5,444千円	6,691～4,615千円	5,518～4,033千円	4,564～2,671千円	3,487～2,245千円	2,800～1,879千円
年間給与額(最高～最低)		—	9,471～8,009千円	9,550～7,140千円	8,743～6,248千円	7,419～5,431千円	6,070～3,505千円	4,440～2,922千円	3,569～2,439千円

注:10級の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.9	% 65.6	% 64.3
	査定支給分(勤勉相当)	% 37.1	% 34.4	% 35.7
	最高～最低	% 51.1 ～33.6	% 47.7 ～31.1	% 46.7 ～32.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 67.0	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当)	% 35.8	% 33.0	% 34.4
	最高～最低	% 41.0 ～32.3	% 38.1 ～30.2	% 37.3 ～31.4

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

97.9

対他法人(事務・技術職員)

92.6

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容								
指数の状況	対国家公務員 97.9								
	<table border="1"> <tr> <td>参考</td> <td>地域勘案</td> <td>101.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勘案</td> <td>99.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勘案</td> <td>102.3</td> </tr> </table>	参考	地域勘案	101.4		学歴勘案	99.6		地域・学歴勘案
参考	地域勘案	101.4							
	学歴勘案	99.6							
	地域・学歴勘案	102.3							
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由	<p>【地域・学歴を勘案した影響】 人事異動による異動保障(地域手当)の支給額が多かったことによるものである。 ※国の異動保障受給者の割合:13.5%(平成24年度) 自動車検査法人の異動保障受給者の割合:32.6%(平成24年度)</p> <p>【主務大臣の検証結果】 俸給表は国と同一となっていることから、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準となるよう取組む。</p>								
給与水準の適切性の 検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 21.0% (国からの財政支出額 2,422百万円、支出予算の総額 11,540百万円:平成24年度予算)</p>								
	<p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成24年度決算)</p>								
講ずる措置	<p>引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む。</p> <p>【平成25年度に見込まれる指数】 年齢勘案:100を下回る指数 年齢・地域・学歴勘案:102.3を下回る指数</p>								
その他	<p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合】41.0%(支出総11,285百万円、給与・報酬等支給総額 4,632百万円:平成24年度決算)</p> <p>【管理職の割合】(平成25年4月1日現在)12.8%</p> <p>【大学卒以上の高学歴者の割合】(平成25年4月1日現在)35.6%</p>								

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年 度)	前年度 (平成23年 度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 23年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	4,631,568	4,995,012	△ 363,444 [△ 7.3]	△ 363,444 [△ 7.3]
退職手当支給額 (B)	204,052	553,583	△ 349,531 [△ 63.1]	△ 349,531 [△ 63.1]
非常勤役職員等給与 (C)	534,097	435,377	98,720 [22.7]	98,720 [22.7]
福利厚生費 (D)	690,694	720,446	△ 29,752 [△ 4.1]	△ 29,752 [△ 4.1]
最広義人件費 (A+B+C+D)	6,060,411	6,704,418	△ 644,007 [△ 9.6]	△ 644,007 [△ 9.6]

総人件費について参考となる事項

- i) 給与、報酬等支給総額の対前年度比 △7.3%。
 - ・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第二号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して給与削減措置を講じたため。
 - ・給与特例措置による削減額の総額 394百万円
- ii) 退職手当支給額の対前年度比 △63.1%
 - ・主な要因としては、退職者の減少及び「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく措置による削減があげられる。
 - ・退職手当見直し措置による削減額の総額12百万円
- iii) 最広義人件費の対前年度比 △9.6%
 - ・主な要因としては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第二号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して給与削減例措置を講じたこと及び退職手当支給対象職員が少なかったことがあげられる。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講ずることとした。

【役員】

・平成25年3月7日以降に退職する役員について、国家公務員に準じた調整率(※1)を設定し、退職手当支給水準の引下げを実施。

- ※1
- | | |
|----------------------------|--------|
| ①退職日が平成25年3月7日～平成25年9月30日 | 98/100 |
| ②退職日が平成25年10月1日～平成26年6月30日 | 92/100 |
| ③退職日が平成26年7月1日～ | 87/100 |

【職員】

・平成25年3月7日以降に退職する職員について、国家公務員に準じた調整率(※2)を設定し、退職手当支給水準の引下げを実施。

- ※2
- | | |
|----------------------------|--------|
| ①退職日が平成25年3月7日～平成25年9月30日 | 98/100 |
| ②退職日が平成25年10月1日～平成26年6月30日 | 92/100 |
| ③退職日が平成26年7月1日～ | 87/100 |